

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-6184

(P2012-6184A)

(43) 公開日 平成24年1月12日(2012.1.12)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
B 4 2 D 11/00 (2006.01)	B 4 2 D 11/00 E	2 C 0 0 5
B 4 2 D 15/02 (2006.01)	B 4 2 D 15/02 5 1 1 Z	

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2010-142091 (P2010-142091)	(71) 出願人	000002897
(22) 出願日	平成22年6月22日 (2010. 6. 22)		大日本印刷株式会社
			東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
		(74) 代理人	100111659
			弁理士 金山 聡
		(74) 代理人	100135954
			弁理士 深町 圭子
		(74) 代理人	100119057
			弁理士 伊藤 英生
		(74) 代理人	100122529
			弁理士 藤枿 裕実
		(74) 代理人	100131369
			弁理士 後藤 直樹
		(74) 代理人	100164987
			弁理士 伊藤 裕介

最終頁に続く

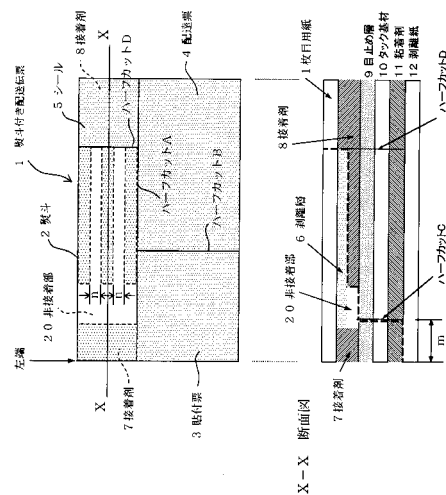
(54) 【発明の名称】 熨斗付き配送伝票

(57) 【要約】

【課題】 1パート配送伝票で、配達票、貼付票及び熨斗を設け、伝票から必要な部分を剥がす際の手間がかからず、ノンインパクトプリンターで印字する際、印字のカスレや、シワなどが生じなく、印字品質に優れ、また伝票から熨斗を剥がした際の熨斗のカール発生を抑制でき、印字領域を無駄なく配置して設計した熨斗付き配送伝票を提供する。

【解決手段】 少なくとも貼付票と配達票及び熨斗を備えた1枚目用紙と、タック構造を有する2枚目用紙とが、接着剤を介して貼り合わせられた熨斗付き配送伝票で、前記熨斗と他の部分とがハーフカットAにより隣接し、貼付票と配達票とはハーフカットBにより隣接し、タック構造を有する2枚目用紙の熨斗に相当する位置で、左端部から間隔をおいてハーフカットCが予め施され、熨斗の1枚目用紙の裏面側で、前記左端部からハーフカットCの位置の手前までの部分を除いた箇所に、剥離層が形成されている。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

少なくとも貼付票と配達票及び熨斗を備えた 1 枚目用紙と、タック構造を有する 2 枚目用紙とが、接着剤を介して貼り合わせられた熨斗付き配達伝票において、前記熨斗と、他の部分とがハーフカット A により隣接し、該ハーフカット A により 1 枚目用紙から、タック基材が粘着剤を介して剥離紙と積層したタック構造の粘着剤の位置まで、切断され、貼付票と配達票とはハーフカット B により隣接し、該ハーフカット B より 1 枚目用紙のみ切断され、またタック構造を有する 2 枚目用紙の熨斗に相当する位置で、左端部から間隔をおいてハーフカット C が予め施され、該ハーフカット C によりタック基材から粘着剤まで切断され、さらに熨斗の 1 枚目用紙の裏面側で、前記左端部からハーフカット C の位置までの部分を除いた箇所に、剥離層が形成され、前記熨斗を剥がした際に、熨斗が前記剥離層から剥がれ、前記ハーフカット C から 2 枚目用紙の粘着剤が付着したタック基材が分離して、任意の物に、熨斗を貼付可能となり、前記 1 枚目用紙の配達票の裏面に、剥離層が形成され、また前記熨斗の 1 枚目用紙の裏面側の剥離層と接して接着剤が、前記ハーフカット A と平行な方向で間隔をおいて複数のストライプ状に塗工されていることを特徴とする熨斗付き配達伝票。

10

【請求項 2】

前記の熨斗の右端部がハーフカット D により配達伝票から剥離可能であり、該ハーフカット D により 1 枚目用紙から、タック基材が粘着剤を介して剥離紙と積層したタック構造の粘着剤の位置まで、切断されていることを特徴とする請求項 1 に記載する熨斗付き配達伝票。

20

【請求項 3】

前記の熨斗の 1 枚目用紙の裏面で、剥離層と接し、かつ前記ハーフカット C の位置から、前記左端部と反対側の方向に、接着剤を設けていない領域をもつことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載する熨斗付き配達伝票。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、熨斗付き配達伝票に関し、さらに詳しくは配達票、貼付票及び熨斗を設けた構成で、伝票から必要な部分を剥がす際の手間がかからず、またノンインパクトプリンターで印字処理する際に、印字のカスレや、シワなどが生じることなく、印字品質に優れ、また伝票から熨斗を剥がした際の熨斗のカール発生を抑制でき、さらに印字領域を無駄なく配置して設計した熨斗付き配達伝票に関する。

30

【背景技術】**【0002】**

近年、一枚の伝票用紙上に複数種類の伝票を配列させて、各伝票を同時にプリンター印字したものを組とする 1 パート形式の配達伝票（以下、1 パート配達伝票という）が多く利用されるようになってきた。

【0003】

その代表的な 1 パート配達伝票は、剥離紙、粘着剤層、タック基材の順に積層されてなるタック紙の前記粘着剤層の形成された面（以下、タック紙裏面という）と反対側の面（以下、タック紙表面という）に、接着剤層を介して配達票と貼付票とを面状に配置して形成する伝票用紙が設けられ、少なくとも該配達票は該タック紙表面から剥離可能な構造をとっている。

40

【0004】

1 パート配達伝票は、上記のように一枚の伝票用紙上に配達票と貼付票が設けられているので、コンピュータで管理されている配達情報に基づき、お届け先情報、依頼元情報、その他バーコード等の管理用の情報などを、プリンター装置で配達伝票上の所定個所に高速で印字することが可能である。その使用に当たっては、事前に所定事項がプリンターで

50

印字された1パート配送伝票を用意し、当該1パート配送伝票を構成するタック紙裏面の剥離紙を剥がし、粘着剤層を介して所定の配送物に貼付する。

【0005】

配送業者は、当該配送物を受取人に渡した証しとして、受取人に前記配達票へ受領印あるいはサインを施してもらい、これを受け取る。通常は受け取った配達票に付されているバーコードを用いて、コンピュータで管理されている配送情報の消し込み処理などを行う。

【0006】

このような1パート配送伝票として、例えば特許文献1には、紙と粘着剤層と剥離紙からなる積層体の紙面に、熨斗紙部と配送伝票部がミシン目に切り取り可能に形成された帳票が記載されている。この配送伝票では、表面の印字面をフルに使用するもので、伝票裏面の剥離紙にハーフカット加工をして、ラベルを剥がして用いている。しかし、この配送伝票では、剥離紙を簡単には剥がせない、つまり剥がす作業に手間がかかるという問題がある。また、熨斗紙部を伝票から剥がした際に、その熨斗紙部の粘着剤層の影響で、熨斗紙のカール発生が大きい問題がある。

10

【0007】

さらに、特許文献1に記載された伝票は、熨斗紙部と配送伝票部との断面で、高さが異なり、段差が生じており、伝票の表面における平坦性に劣り、ノンインパクトプリンターで印字処理する際に、印字のカスレや、シワなどが生じて、問題がある。それに対して、特許文献2には、1パート配送伝票で、伝票表面の平坦性を有するもので、表側用紙と、ラベル基材/粘着剤/離型紙の順に積層されたタック紙とが貼り合せられた構成の配送伝票であり、熨斗部分が、その一部分を除いて表側用紙のみが分離可能に剥離可能な構造を有しているものが開示されている。

20

しかし、この配送伝票でも、熨斗紙部を伝票から剥がした際に、その熨斗紙部の粘着剤層の影響で、熨斗紙のカール発生を抑制することができていない。

【0008】

特許文献3には、配送伝票のラベルを剥がしやすくするために、そのラベルの外辺より突出させた摘み部(剥離紙)を設けた構成の伝票が提案されている。

しかし、この場合では、その摘み部は印字エリアではないので、有効な印字領域ではない、無駄な部分を有していて、印字スペースに制限されている帳票設計上で、問題が生じている。

30

【特許文献1】特許第3853467号公報

【特許文献2】特開2002-331778号公報

【特許文献3】特開2005-10379号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

したがって、本発明は1パート配送伝票において、配達票、貼付票及び熨斗を設けた構成で、伝票から必要な部分を剥がす際の手間がかからず、またノンインパクトプリンターで印字処理する際に、印字のカスレや、シワなどが生じることなく、印字品質に優れ、また伝票から熨斗を剥がした際の熨斗のカール発生を抑制でき、さらに印字領域を無駄なく配置して設計した熨斗付き配送伝票を提供することを目的とする。

40

【課題を解決するための手段】

【0010】

上記課題を解決するために、本発明の請求項1の発明は、少なくとも貼付票と配達票及び熨斗を備えた1枚目用紙と、タック構造を有する2枚目用紙とが、接着剤を介して貼り合わせられた熨斗付き配送伝票において、前記熨斗と、他の部分とがハーフカットAにより隣接し、該ハーフカットAにより1枚目用紙から、タック基材が粘着剤を介して剥離紙と積層したタック構造の粘着剤の位置まで、切断され、貼付票と配達票とはハーフカットBにより隣接し、該ハーフカットBより1枚目用紙のみ切断され、またタック構造を有す

50

る 2 枚目用紙の熨斗に相当する位置で、左端部から間隔をおいてハーフカット C が予め施され、該ハーフカット C によりタック基材から粘着剤まで切断され、さらに熨斗の 1 枚目用紙の裏面側で、前記左端部からハーフカット C の位置までの部分を除いた箇所に、剥離層が形成され、前記熨斗を剥がした際に、熨斗が前記剥離層から剥がれ、前記ハーフカット C から 2 枚目用紙の粘着剤が付着したタック基材が分離して、任意の物に、熨斗を貼付可能となり、前記 1 枚目用紙の配達票の裏面に、剥離層が形成され、また前記熨斗の 1 枚目用紙の裏面側の剥離層と接して接着剤が、前記ハーフカット A と平行な方向で間隔をおいて複数のストライプ状に塗工されていることを特徴とする熨斗付き配送伝票に関するものである。これにより、上記の課題を解決することが可能となった。

【 0 0 1 1 】

請求項 2 の発明は、請求項 1 に記載する熨斗の右端部がハーフカット D により配送伝票から剥離可能であり、該ハーフカット D により 1 枚目用紙から、タック基材が粘着剤を介して剥離紙と積層したタック構造の粘着剤の位置まで、切断されていることを特徴とする熨斗付き配送伝票に関するものである。これにより、ハーフカット D とハーフカット A により分断された領域を、シールとして任意の用途に利用することができ、付加価値が高まる。

【 0 0 1 2 】

請求項 3 の発明は、請求項 1 又は 2 に記載する熨斗の 1 枚目用紙の裏面で、剥離層と接し、かつ前記ハーフカット C の位置から、前記左端部と反対側の方向に、接着剤を設けていない領域をもつことを特徴とする熨斗付き配送伝票に関するものである。これにより、熨斗を配送伝票から剥がす際に、前記ハーフカット C から 2 枚目用紙の粘着剤が付着したタック基材が分離しやすくなり、端部に粘着剤が露出した熨斗となり、任意の物に、貼付できるようになる。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 3 】

本発明の熨斗付き配送伝票は、1 パート配送伝票であり、伝票から配達票、貼付票、熨斗などの必要な部分を剥がす際、手間がかからず、容易に剥がせ、またノンインパクトプリンターで印字処理する際に、伝票の表面における平坦性が高いので、印字のカスレや、シワなどが生じることなく、印字品質に優れ、また伝票から熨斗を剥がした際の熨斗のカール発生を抑制でき、さらに印字領域を無駄なく配置して設計したものであり、非常に実用性が高い。

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 1 4 】

以下、本発明の実施形態について、図面を参照しながら、詳細に説明する。

本発明では、熨斗付き配送伝票として、「熨斗」の用語を用いているが、贈答品につける熨斗に限らず、取扱注意や冷凍品、こわれ物等の告知する内容のことが記載されたラベルであってもよい。

図 1 は、本発明の 1 実施例を示す熨斗付き配送伝票の説明図である。1 枚目用紙は、貼付票 3 と配達票 4 をハーフカット B により隣接して備え、また熨斗 2 と、他の部分である貼付票 3 及び配達票 4 とがハーフカット A により隣接している。また、1 枚目用紙の熨斗 2 の右端部がハーフカット D により切断され、そのハーフカット D とハーフカット A により分断された領域が、シール 5 として任意の用途に、貼付して利用することができる。

【 0 0 1 5 】

図 1 の 1) には 1 枚目用紙と 2 枚目用紙とを接着剤を介して、貼り合わせることを示しているが、1 枚目及び 2 枚目用紙にハーフカットが示されているが、貼り合わせる前と後の両方の時点で、加工されているものを合わせて示した。

詳しくは、1 枚目用紙は、予めハーフカット B を加工しておくことが可能であるが、2 枚目用紙と貼り合せた後に、ハーフカット A、D を加工し、ハーフカット B の加工も行なうことが位置あわせの関係上好ましい。

【 0 0 1 6 】

10

20

30

40

50

2枚目用紙は、1枚目用紙と貼り合わせる前に、予めハーフカットCを施し、1枚目用紙と貼り合せた後に、ハーフカットA、Dの加工を施す。すなわち、2枚目用紙の表面から、ハーフカットCをタック基材から粘着剤まで切断して形成する。そして、1枚目用紙と2枚目用紙とを貼り合せて、ハーフカットA、Dとして、1枚目用紙から、タック基材が粘着剤を介して剥離紙と積層したタック構造の粘着剤の位置まで、切断して、加工する。さらに、1枚目と2枚目用紙とを貼り合わせた状態で、ハーフカットBとして、1枚目用紙のみを切断する。

【0017】

図1の2)に、1枚目用紙の裏面に剥離層6、6'が形成されていることを示したもので、熨斗2の左端部からハーフカットCの位置までの部分を除いた箇所で、またハーフカットDの位置まで、剥離層6が形成されている。この熨斗2を剥がした際に、熨斗が剥離層6から剥がれ、ハーフカットCから2枚目用紙の粘着剤が付着したタック基材が分離して、粘着剤が露出して、任意の物に、貼付可能となる。また、1枚目用紙の配達票4の裏面には、剥離層6'が形成され、配達伝票1を取り扱う運送会社のドライバー等の人が、その配達票4を配達伝票1から何ら支障なく、剥離層6'と接着剤8との間で剥離して、剥離できる。

10

【0018】

図2は、本発明の1実施例を示す熨斗付き配達伝票の説明図であり、上図は配達伝票1の熨斗2、貼付票3等の配置と、ハーフカットの位置、さらに接着剤7、8などの塗工領域を示した平面図である。また、図2の下図は、上記平面図に示したX-Xにおける断面図を示したものである。図2で示した熨斗付き配達伝票1は、熨斗2の左端からハーフカットCの位置まで、詳細にはハーフカットCの位置よりも少し左端近くの位置まで、接着剤7が1枚目用紙裏面側に設けられている。熨斗2については、そのハーフカットCの位置近傍から、前記左端部と反対側の方向に、接着剤を設けていない領域20、すなわち非接着部を有している。図2のX-Xにおける断面図で示したように、本発明の熨斗付き配達伝票1は、伝票の表面における平坦性が高いので、1枚目用紙への印字におけるカスレや、シワなどが生じることなく、印字品質に優れたものとなる。

20

【0019】

また、熨斗2の1枚目用紙の裏面側の剥離層6と接して接着剤8が、ハーフカットAと平行な方向で間隔nをおいて複数(図示したものは3本)のストライプ状に設けられている。このように、配達伝票から熨斗を剥離する際に、熨斗2の短冊形態の長辺方向が、その剥離方向と一致しているので、熨斗2の1枚目用紙の裏面側の接着剤8の塗工されたパターンが、その剥離方向と同じ方向で間隔をおいて複数のストライプ状であり、剥離する抵抗が少なく、熨斗に外力が加わりにくくなり、結果として熨斗のカール発生を抑制できるようになった。また貼付票3及び配達票4の1枚目用紙の裏面全面には、上記の接着剤7、8と同様の接着剤が塗工されていて、タック構造の2枚目用紙と接着している。

30

【0020】

また図2のX-Xにおける断面図において、タック構造を有する2枚目用紙の熨斗に相当する位置で、左端部から間隔(m)をおいてハーフカットCが予め設けられている。そのハーフカットCは、目止め層10を含むタック基材10から粘着剤11までを切断している。また熨斗2の右端部がハーフカットDにより配達伝票から剥離可能なものであり、該ハーフカットDは1枚目用紙から、目止め層9を含むタック基材10が粘着剤11を介して剥離紙12と積層したタック構造の粘着剤11の位置まで、切断されている。これにより、ハーフカットDとハーフカットAにより分断された領域を、シール5として任意の物体に貼付して利用することができる。

40

【0021】

熨斗2の1枚目用紙の裏面側で、左端部からハーフカットCの位置までの部分を除いた箇所に、剥離層6が形成され、熨斗2を配達伝票1から剥がした際に、熨斗2が剥離層6から剥がれる。そして、熨斗2が配達伝票から剥がれる箇所を、X-Xにおける断面図において、破線で示した。すなわち、ハーフカットDから、シール5と分離して、熨斗2の

50

右端を剥がし、続けて1枚目用紙の剥離層6が接着剤8から剥がれ、さらに非接着部20で、1枚目用紙と目止め層9との間で剥がれ、さらに続けてハーフカットCで、2枚目用紙の目止め層9/タック基材10/粘着剤11/剥離紙12の積層体が分離し、そしてハーフカットCから、配送伝票1の左端部にかけて、2枚目用紙の剥離紙12が上記積層体から分離して剥がれる。その結果、配送伝票から剥がした熨斗の粘着剤11により、任意の物に、熨斗を貼付することが可能となる。

【0022】

図3は、本発明の1実施例を示す熨斗付き配送伝票で、熨斗2を配送伝票1から剥がした後の状態を示す説明図であり、剥がした後の熨斗2の平面図とその対応する断面図を図3の右側に示した。図3の左側に示す図は、上記の熨斗2を剥がした後の配送伝票1の表面を示すものである。貼付票3、配達票4及びシール5については、熨斗2を剥がす前と後で、全く変化はないが、熨斗2が剥がされた箇所は、左端部からハーフカットCまでの部分で、剥離紙12が露出している。その剥離紙10に隣接して、非接着部20、3本のストライプ状に塗工された接着剤8が露出し、その露出した接着剤8はシール5の位置まで存在する。

10

【0023】

上記の配送伝票から剥がされた熨斗2は、左端部に粘着剤11が露出した形態となり、この粘着剤11を使用して、任意の物に、貼付できるようになる。尚、熨斗2における接着剤8は3本のストライプで塗工されたものを示したが、これに限らず2本、4本など複数本で設けることができる。但し、ストライプ同士を間隔をおいて設けるが、3本以上ストライプを設ける場合、ストライプ同士の間隔は同一に揃えて、さらに熨斗2の幅(ハーフカットDの方向)で対称的に接着剤8を設けることが好ましい。これにより、剥がされる熨斗のカール発生を抑制しやすくできる。

20

【0024】

図4は、本発明の1実施例を示す熨斗付き配送伝票で、貼付票3及び配達票4を配送伝票1から剥がした後の状態を示す説明図であり、剥がした後の貼付票3及び配達票4の平面図とその対応する断面図を図4の右側に示した。図4の左側に示す図は、上記の貼付票3及び配達票4を剥がした後の配送伝票1の表面を示すものである。但し、図3で示した熨斗2は既に剥がされた後の配送伝票から、貼付票3及び配達票4を剥がすものとして説明している。

30

【0025】

シール5については、貼付票3及び配達票4を剥がす前と後で、全く変化はないが、貼付票3及び配達票4が剥がされた箇所は、図3で熨斗2の左端部からハーフカットCまでの部分における剥離紙12が露出している部分と同様に、剥離紙12が露出している。貼付票3及び配達票4が、上記の通り、剥離紙12から剥がされ、またハーフカットAの部分で、熨斗に相当する箇所及びシール5の箇所と接する位置で、分離して、粘着剤11を利用して、配達する対象物である荷物に貼付される。そして、荷物に貼付された貼付票3及び配達票4は、その荷物を取り扱う運送会社のドライバー等の人が、配達票4を、剥離層6と接着剤8との間で剥離して、配達先である届け先の方に、その配達票に、荷物の受領した判ないしサインをもらい、該配達票を配達記録として持ち帰る。尚、届けられた荷物に貼付された配送伝票は、貼付票がその配送伝票に固定されている。したがって、荷物を受け取った人は、貼付票に記録された配達先の住所、氏名及び配達された対象物の品名、数量等を確認できる。

40

【0026】

図5は、本発明の1実施例を示す熨斗付き配送伝票で、但し、熨斗2、貼付票3及び配達票4が既に剥がされた後の配送伝票で、シール5を配送伝票1から剥がした後の状態を示す説明図であり、剥がした後のシール5の平面図と、その対応する断面図を図5の右側に示した。図5の左側に示す図は、上記のシール5を剥がした後の配送伝票1の表面を示すものである。

【0027】

50

配送伝票 1 のハーフカット A 及びハーフカット D から分断して、シール 5 が剥離紙 1 2 から剥がれ、1 枚目用紙 / 接着剤 8 / 目止め層 / タック基材 1 0 / 粘着剤 1 1 の層構成を有したシール 5 を、熨斗 2、貼付票 3 及び配達票 4 が剥がされ、残存した伝票を扱う方が、任意の物に、粘着剤 1 1 により貼って、シールの 1 枚目用紙にメモ書きしたり、氏名を記入したり、任意の用途に利用することができ、付加価値の高いものとなる。

【0028】

本発明の熨斗付き配送伝票の利用方法を以下に説明する。

ステップ 1 : 図 1、2 に示すような熨斗付き配送伝票から、熨斗 2 を剥がす。

ステップ 2 : その熨斗 2 の左端からハーフカット C までの箇所には有する粘着剤 1 1 により、商品 (お届けする荷物など) に、その熨斗 2 を貼り付ける。(図 3 を参照)

ステップ 3 : 続けて、その配送伝票から貼付票 3 及び配達票 4 を剥がす。(剥がされた貼付票 3 及び配達票 4 の裏面には、粘着剤 1 1 を有する。)

【0029】

ステップ 4 : 上記剥がされた貼付票 3 及び配達票 4 を、粘着剤 1 1 により、配達する荷物に貼付する。

ステップ 5 : その荷物を取り扱う運送会社のドライバー等の人が、配達票 4 を、荷物から剥離する。必要に応じて、配達先である届け先の方に、その配達票に、荷物の受領した判ないしサインをもらい、該配達票を配達記録として持ち帰る。(図 4 を参照)

ステップ 6 : 熨斗 2、貼付票 3 及び配達票 4 が剥がされ、残存した伝票を扱う方が、シール 5 を伝票から剥がす。(図 5 を参照)

ステップ 7 : その剥がされたシール 5 を、任意の物に、粘着剤 1 1 により貼って、利用する。

【0030】

本発明の熨斗付き配送伝票における 1 枚目用紙としては、熨斗、貼付票及び配達票として利用可能であれば、その種類は限定されないが、1 枚目用紙の表面には、感熱発色記録、熱転写記録や、インクジェット記録などのノンインパクト記録で、印字記録するものであり、それらの記録方式に適した用紙が用いられる。例えば、感熱発色用紙 (サーマル用紙)、熱転写記録用紙、インクジェット記録用紙などである。

【0031】

また、上記の接着剤 7、8 と剥離層 6 は、本発明の熨斗付き配送伝票の使用する方法に適用できるものであれば、その材料など限定するものではない。また、タック構造を有する 2 枚目用紙は、その粘着剤で荷物に貼り付けて簡単には剥がれないものを使用する。

【0032】

本発明の熨斗付き配送伝票の製造方法に関しては、所定のパターンで剥離層、接着剤を連続的に塗工し、ハーフカット C のみは 2 枚目用紙に予め処理し、所定の積層構成になるように、ラミネートし、所定の箇所にハーフカットの処理を連続処理して、所定のサイズに、シート状に裁断 (シートカット) して、熨斗付き配送伝票を作製することができる。

【図面の簡単な説明】**【0033】**

【図 1】本発明の 1 実施例を示す熨斗付き配送伝票の説明図である。

【図 2】本発明の 1 実施例を示す熨斗付き配送伝票の説明図であり、配送伝票の熨斗、貼付票等の配置と、ハーフカットの位置、さらに接着剤などの塗工領域を示した平面図と断面図である。

【図 3】本発明の 1 実施例を示す熨斗付き配送伝票で、熨斗を配送伝票から剥がした後の状態を示す説明図である。

【図 4】本発明の 1 実施例を示す熨斗付き配送伝票で、貼付票及び配達票を配伝票から剥がした後の状態を示す説明図である。

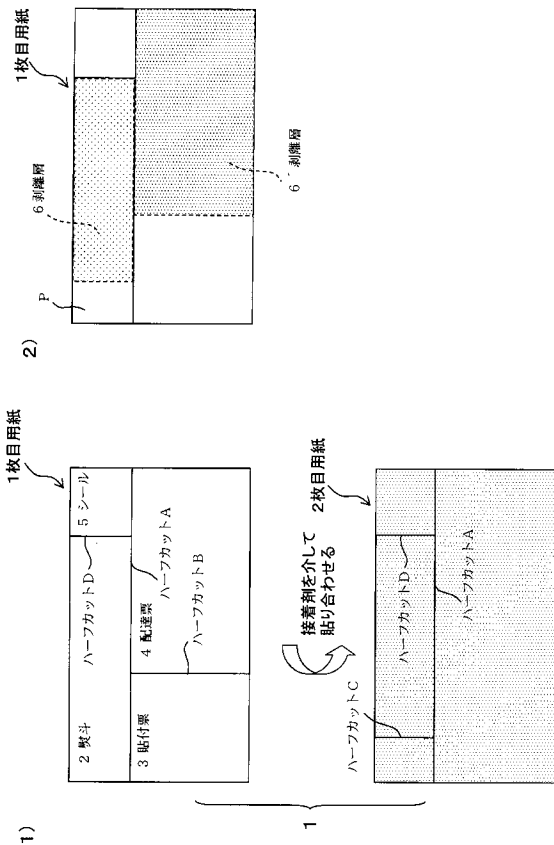
【図 5】本発明の 1 実施例を示す熨斗付き配送伝票で、シールを配送伝票から剥がした後の状態を示す説明図である。

【符号の説明】

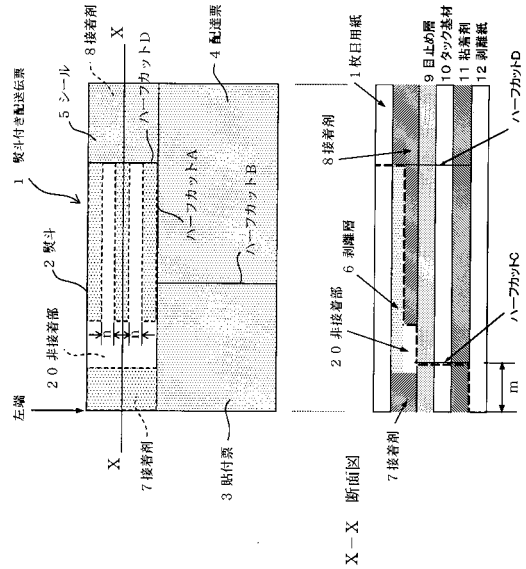
【 0 0 3 4 】

- 1 熨斗付き配送伝票
- 2 熨斗
- 3 貼付票
- 4 配達票
- 5 シール
- 6 剥離層
- 7、8 接着剤
- 9 目止め層
- 10 タック基材
- 11 粘着剤
- 12 剥離紙
- 20 非接着部

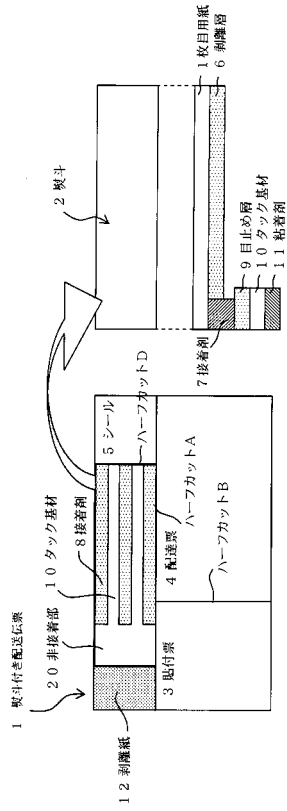
【 図 1 】



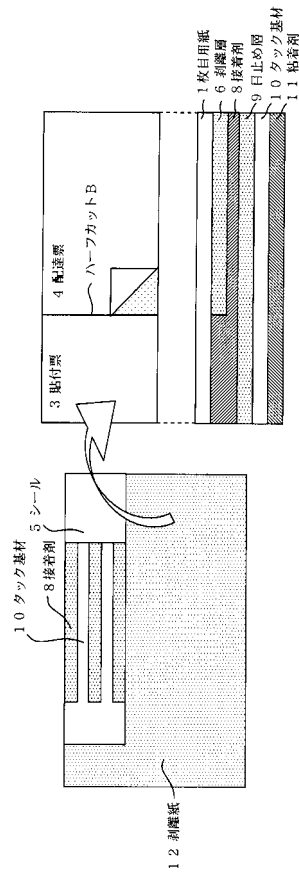
【 図 2 】



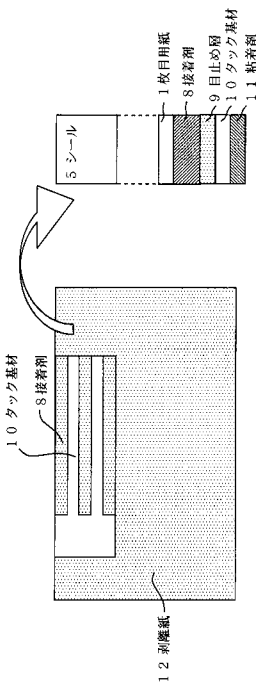
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



フロントページの続き

(72)発明者 宮内 俊輔

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内

Fターム(参考) 2C005 XB05